



2023年5月23日

各 位

会 社 名 小 田 急 電 鉄 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 星 野 晃 司  
          ( コード番号 9007 東証プライム )  
問 合 せ 先 I R 室 長 鈴 木 智  
          ( TEL. 03 - 3349 - 2526 )

#### 当社取締役に対する株式報酬制度の一部変更および継続に関するお知らせ

当社は、2023年5月23日開催の取締役会において、取締役に対して導入済みの信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を一部変更したうえで継続することに関する議案（以下、「本議案」といいます。）を、2023年6月29日開催予定の第102回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 本制度の一部変更

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主のみならずと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をより一層高めることを目的として、2018年6月28日に開催した第97回定時株主総会において、執行役員を兼務する取締役に対する報酬制度として、本制度の導入につきご承認いただき、これまで運用してきました。今回の変更は、執行役員を兼務するか否かにかかわらず、社外取締役を除く取締役に対しても、本制度に基づき当社株式を交付することを可能とし、これによって、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることができるため、上記目的の達成に資するものと考えています。よって、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度について、その対象者を「社外取締役を除く取締役」に変更したうえで継続することとします。

##### 2. 本制度の概要

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部変更します。

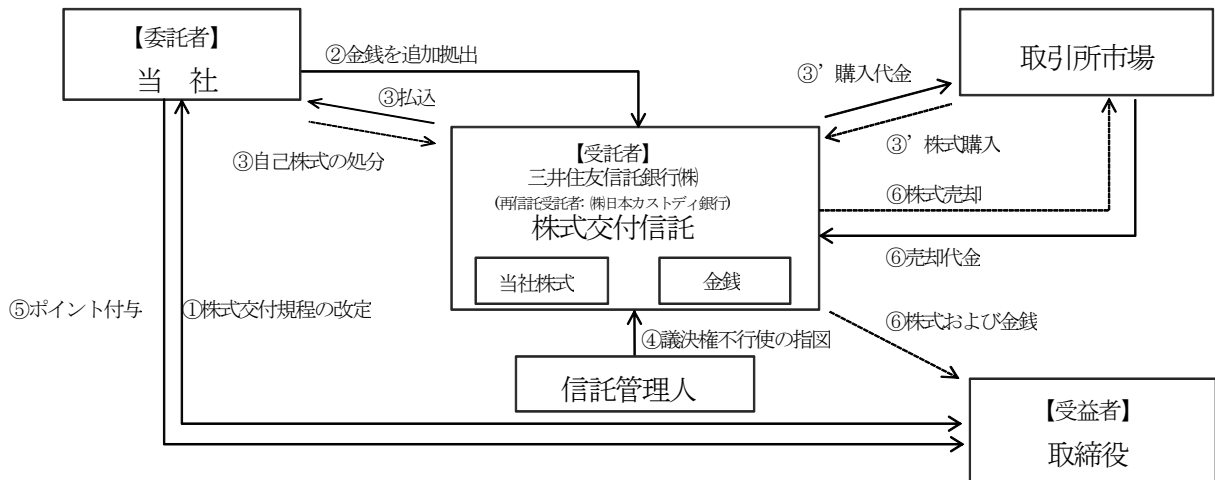
変更後の本制度の概要は以下のとおりです。

###### (1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2018年の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役会において、取締役を対象とする株式交付規程を制定します（なお、既に制定済みのもを取締役会決議により改定することを予定しています。）。
- ② 当社は2018年8月14日に設定済みである本信託につき、信託期間を延長するとともに、変更後の本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金に相当する金額の金銭を追加拠出します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加拠出する金銭のほか、追加拠出前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者として）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受け取ります。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しています。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 本信託に対する金銭の追加抛

本株主総会で本議案が承認可決されることを条件として、当社は、下記(6)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が取得するために必要となる資金を本信託に追加抛します。本信託は、下記(5)のとおり、本信託内の金銭(上記のとおり当社が追加抛する金銭のほか、追加抛前から本信託に残存している金銭を含みます。)を原資として、当社株式を取得します。

(3) 対象期間および信託期間

変更後の本制度による株式報酬は、2024年3月末日に終了する事業年度から2028年3月末日に終了する事業年度までの5事業年度(以下、「対象期間」といいます。)の間に在任する取締役(執行役員を兼務するか否かを問いません。ただし、社外取締役を除きます。)に対して支給します。また、設定済みの本信託の信託期間を2028年8月末日(予定)まで延長します。ただし、下記(4)のとおり、信託期間の再延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として抛する信託金の上限額

当社は、本信託の信託期間を延長するとともに、当該延長分の信託期間中に、本制度に基づき取締役に対し株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計400百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として本信託に追加抛します(注)。本信託は、当社が信託した金銭を原資(上記のとおり当社が追加抛する金銭のほか、追加抛前から本信託内に残存している金銭を含みます。)として、当社株式を、当社の自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

(注) 当社が実際に本信託に追加抛する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の信託期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の信託期間の年数に80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加抛し、延長された信託期間内に下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

※ なお、変更前の本制度のために本信託が取得済みである当社株式が、変更後の本制度に基づく交付として本信託から取締役に對して交付されることがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、当社からの自己株式処分による取得または取引所市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり 38,000 ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続きに従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が当社に損害を与えたことに起因して解任されまたは辞任する場合等は、取締役会の決議により、それまでに付与されたポイントの全部または一部を失効させるものとし、当該取締役は、失効したポイントに係る受益権を取得しないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、係る分割比率・併合比率等に応じて合理的な調整を行います。

③ 取締役に對する当社株式の交付

上記②の当社株式は、各取締役が原則としてその退任時において、所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から各取締役に對して交付されます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的のもと、本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式および金銭の取り扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得し、取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しています。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役および執行役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使しません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2018年8月14日
信託の期間 (延長後)	2018年8月14日～2028年8月末日（予定）
本信託に金銭を 追加拠出する日	2023年11月（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上